平成２５年（フ）第１５８号
三重県鈴鹿市寺家３丁目33番43号
債務者　上杉　和文
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７４号
福岡県久留米市東合川町467番地・470番地合併、前住所福岡県久留米市山川町1251番地２
債務者　志賀　良二
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１７９号
福岡県久留米市田主丸町田主丸437番地５、前住所山口県萩市大字浜崎町235番地２
債務者　小西　雄一
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４４５号
北九州市小倉北区都１丁目14番18号
債務者　瀬口　　環
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中藤　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５９号
仙台市泉区南光台南３丁目31番５号
債務者　赤見　　濟
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　翠川　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
秋田県由利本荘市二番堰154番地１　若樹コーポ２－Ｄ号
債務者　柴田　純子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　祐文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１５９号
三重県鈴鹿市寺家３丁目33番43号
債務者　上杉なをみ
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６１号
三重県伊賀市長田2872番地の１
債務者　梶山　悟史
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第３９２号
岡山市北区広瀬町３番22号
債務者　柳田　記明
1　決定年月日時　平成25年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部　宗茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月12日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７３号
福岡県久留米市国分町1595番地４
債務者　村岡　勝康
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山津雅子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第５４４号
熊本市北区植木町今藤241番地
債務者　平野ジツ子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２２２号
奈良県香芝市下田西１丁目６番12号　香芝アネックス802号
債務者　山口　茂実
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２６号
奈良県北葛城郡王寺町本町１丁目８番６－205号、前住所奈良県北葛城郡王寺町畠田９丁目1612番地の３－201号
債務者　駒田　千幸（旧姓中津）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
広島県三次市三次町1679番地１　ラブリーヒルズ203号
債務者　金行　永子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３３号
広島県庄原市宮内町1372－202、前住所広島県庄原市西本町１丁目15番25号
債務者　石妙八千代
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３７号
広島県三次市三次町443番地11、前住所広島県庄原市東城町川東180番地
債務者　枝崎久美子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第４３号
鹿児島県大島郡徳之島町亀津7690番地
債務者　真形　元夫
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部